



▲1月11日(月・祝)太子町成人式

まちの情報紙

議会だより(174号)合併号

広報

太子

Public Relations
TAISHI Town

聖徳太子没後
1400年

主な内容

- 2 20歳の記念日成人式
- 3 4月から役場の組織・機構が変わります
- 5 みんなで育てる地域公共交通
- 6 個人住民税が変わります
- 8 個人住民税の申告相談を受け付けます
- 9 令和2年分確定申告
- 10 町職員募集
- 11 フォトニュース
- 12 みんなのひろば
- 15 健康インフォメーション
- 16 人権コーナー「気づく」
- 17 高齢者情報局
- 18 子育て応援ナビ
- 23 タウンインフォメーション

2021

2

月号

No.555

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載中のイベントや不特定多数が参加する会議などが中止や延期となる場合があります。

新成人はばたけ未来へ

20歳の記念日 成人式

令和3年太子町成人式を、1月11日の成人の日
に町立総合スポーツ公園総合体育館で行いまし
た。

新型コロナウイルス感染症対策をいたうえで
行った今年は、159人が成人の日を迎え、晴れ
やかに着飾った新成人129人が式典会場に集ま
りました。

新成人を代表して山田康介さんが、「大人にな
るといのは、誰かに何かを与えることが増えて
いくこと」「これから生きていくうえで、誰かに
与えられる存在になろうと思う」と誓いの言葉を
述べられ、同じく新成人代表の池田芽衣美さんに
記念品が贈られました。

式典では、勝良教育長から開式の辞が述べられ
た後、田中町長、村井町議会議長からお祝いや励
ましの言葉が贈られました。

新型コロナウイルス感染症対策で、マスクを着
用したままではあったものの、久しぶりに顔を合
わせる友人や、駆けつけてくださった中学校時代
の先生と、思い出話やお互いの近況報告をされて
いました。

出席した新成人は、記念品を受け取り、それぞ
れの20歳の自覚と希望を胸に、会場を後にしまし
た。

▼記念品贈呈（池田 芽衣美さん）



▼新成人の誓いの言葉（山田 康介さん）



2000

年ごごとがりました

出来事

- ・新紙幣二千円札、新五百円硬貨発
行
- ・シドニーオリンピック開催。女子
マラソンで高橋尚子金メダル
- ・介護保険制度スタート
- ・イチローが野手として日本人初の
大リーガーとなる

世相

- ― 流行歌 ―
TUNAMI、桜坂、Wait & See
リスク、SEASONS、ライ
オンハート
- ― 映画 ―
ポケットモンスター 結晶塔の帝王、
ホワイトアウト、M...2、グリ
ンマイル、パーフェクトストーム
- ― 流行語 ―
おっはー、ーT革命、Qちゃん、
ジコチュー
- ― ヒット商品 ―
プレイステーション2、DAKAR
A、甘栗むいちゃいました



本号表紙の新成人集合写真及び広報紙掲載写真（デジタルデータ）を式典に出席した希望者へメールで差しあげます。ご希望の人は、メールの件名を「成人式集合写真希望」とし、メール本文に氏名・生年月日を明記の上、生涯学習課までご請求ください。（syougaiyakusyuu@town.taishi.osaka.jp）※写真撮影時のみ、マスクを外しています。

4月から 役場の組織・機構が変わります



町では、近年の激甚化する自然災害や、未だ、収束の目処が立たない新型コロナウイルス感染症に見られるような新たな危機事象に加え、少子高齢化・人口減少など「社会経済情勢の変化」や「多様化する住民ニーズ」への対応、また、直面する様々な重要課題や行政課題に対して、機動的、かつ、柔軟に対応することが必要となっています。そこで限られた人材を有効活用し、これまで以上に住民サービスの一層の向上をめざし、より効率的で簡素な事務執行体制を構築するため、本年4月から組織体制の見直しを行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

部・局	課	庁舎	主な事務内容
政策総務部	秘書政策課	3階	秘書、人事、給与、総合計画、重要施策の総合調整、広域行政、地方分権、広報・広聴、ふるさと納税、公共交通、公民連携 など
	総務財政課	3階	予算編成、資金計画、行財政改革、財産区、入札・契約、法規、情報公開、監査委員、統計調査、庁舎管理 など
	自治防災課	2階	危機管理、消防・防災、自主防災組織、防犯、交通安全対策、地区・町会、地縁団体 など
	税務課	1階	町税の賦課、町税の徴収 など
	住民人権課	1階	戸籍、住民登録、印鑑登録、マイナンバーカード交付、人権啓発、男女共同参画社会、選挙管理委員会 など
まちづくり推進部	地域整備課	2階	土木・建築工事、道路・河川・都市公園などの管理、水防、公共土木災害復旧、交通安全施設、都市計画、建築確認、開発指導、空き家対策 など
	環境農林課	2階	下水道料金・工事、水洗化相談、公害・環境保全、ごみ・し尿、狂犬病予防、農林業振興、農業委員会、農林災害復旧、自然環境保全、外来生物 など
	観光産業課	2階	観光、道の駅、商工業、創業支援・企業誘致、中小企業振興、労働関係、消費生活、竹内街道交流館 など
健康福祉部	子育て支援課	1階	子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童福祉、児童虐待防止、保育所・町立幼稚園の入退園、放課後児童会、療育相談 など
	福祉介護課	1階	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、民生委員、社会福祉協議会連携、総合福祉センター など
	いきいき健康課	1階	地域包括支援センター（高齢者総合相談など）、地域支援事業（介護予防など） など
		保健センター	保健センター
保険医療課	1階	国民健康保険、国民年金、子ども・ひとり親・障がい者・老人医療、後期高齢者医療 など	
教育委員会事務局	教育総務課	3階	教育委員会、小中学校転入学、通学区域、学校園施設管理、学校園教育、就学・就園指導、教育相談、教職員人事 など
		給食センター	給食の企画・献立、物資の調達、給食の栄養・衛生管理、調理指導 など
	生涯学習課	3階	社会教育、生涯学習、文化財、人権教育、大道旧山本家住宅、竹内街道歴史資料館、公民館、図書室、スポーツ振興、総合体育館 など
会計管理者	会計課	1階	歳入・歳出の出納・経理、物品管理 など
議会事務局		4階	議事、委員会、会議録、議会広報、庶務 など

福祉センター役場線は64%も減少していますので、畑・山田役場線はセンター利用者の増減の影響を相対的にあまり受けていないと考えられます。

一方、総合福祉センター利用者特別乗車証による利用者を除く乗降者数(169人)は、先月の182人と比較して13人減少しています。総合福祉センター役場線と異なり、畑・山田役場線はセンター利用から「独立」しているため、この減少は「第3波」による影響と見ることもできます。

●地域公共交通利用実態調査

町全体の地域公共交通を把握する目的で、令和2年9月24日(木)と27日(日)の両日、調査員が始発から最終便までのバスに同乗し、実際の乗車人数を数えました。結果は平日の24日が図3、休日の27日が図4のようになりました。

従来からのバス路線である「太子葉室循環線」と「太子線」の平均乗車人数【平日】が12.94人、6.47人と、相対的に高いのに対して、皆さんから要望の多かった「太子中央循環線」は3.75人となっています。要望は単なる要望であったのか、それとも、9月末時点の調

査のため、利用にまだ慣れていなかったのか。太子中央循環線が運行する地域の人の意見をお聞きし、今後、質的な実態把握が必要と考えています。

他方、畑・平石線(聖和台経由)の平均乗車人数は平日が2.78人、休日が1.80人と、決して高い値ではありませんが、一定の利用者がおられることが分かります。今後、より一層の充実を図るには、12月号で示しましたとおり、帰りの便の設定が問題となります。交通とは、「行きと帰りが対」で1つです。行きは希望する時間帯に運行するバスがあったとしても、帰宅時間に運行するバスがなければ、行きにバスを選択する人が少なくなります。

新型コロナウイルス感染症のため、運行評価が当初の予定通りに進められない現況ですが、どこかのタイミングで「見直し」は必要です。利用が相対的に少ない部分を割愛し、ニーズのある部分に充当していくことが運行評価の重要な役割です。

実態調査はあくまでも量的な調査です。実態の質的な把握には皆さんからの「声」が不可欠です。ぜひとも事務局(総務政策課 ☎98-0300)に様々な声を届けて頂きたい、どうぞよろしくお願い致します。

路線名	運行本数	運行本数合計(本)	乗車人数(人)	平均乗車人数(人/本)
太子線	上ノ太子駅前⇒喜志駅前：18本	36	233	6.47
	喜志駅前⇒上ノ太子駅前：18本			
太子葉室循環線	葉室回り：10本	18	233	12.94
	太子回り：8本			
太子中央循環線	葉室回り：6本	12	45	3.75
	太子回り：6本			
聖和台循環線	右回り：10本	18	14	0.78
	左回り：8本			
畑・平石線(春日経由)	1本	1	0	0.00
畑・平石線(聖和台経由)	上ノ太子駅前⇒太子カントリー倶楽部：4本	9	25	2.78
	太子カントリー倶楽部⇒上ノ太子駅前：5本			
太子町コミュニティバス	畑・山田役場線：13本	24	55	2.29
	総合福祉センター役場線：11本			

図3：利用実態調査結果【平日：令和2年9月24日(木)】

路線名	運行本数	運行本数合計(本)	乗車人数(人)	平均乗車人数(人/本)
太子線	上ノ太子駅前⇒喜志駅前：16本	32	120	3.75
	喜志駅前⇒上ノ太子駅前：16本			
太子葉室循環線	葉室回り：8本	15	130	8.67
	太子回り：7本			
太子中央循環線	葉室回り：5本	10	20	2.00
	太子回り：5本			
聖和台循環線	右回り：8本	17	9	0.53
	左回り：9本			
畑・平石線(春日経由)	運行なし	0	0	0.00
畑・平石線(聖和台経由)	上ノ太子駅前⇒太子カントリー倶楽部：5本	10	18	1.80
	太子カントリー倶楽部⇒上ノ太子駅前：5本			
太子町コミュニティバス	畑・山田役場線：15本	24	7	0.29
	総合福祉センター役場線：9本			

図4：利用実態調査結果【休日：令和2年9月27日(日)】

みんなで育てる 地域公共交通 9

●コミュニティバスの乗降人数（12月）

新型コロナウイルス感染症が拡大を続けています。本来であれば、需要喚起のイベントなどが催され、私も皆さんから直接、様々な「声」をお聞きできたのではないかと思います、本当に残念でなりません。

さて、本号も引き続き、太子町コミュニティバスの運行実績【12月】を紹介します。

総合福祉センター役場線

総合福祉センター役場線の乗降人数は255人（総合福祉センター利用者特別乗車証による利用者を除くと146人）で、1日あたり8.2人（町立総合福祉センターが休館日の水、土日、祝日を除くと11.8人）でした。

新型コロナウイルス感染症の「第3波」の到来により、12月は町立総合福祉センターが休館していたため、10月（26.7人）や11月（22.6人）の利用者数と単純に比較することができませんが、1日あたりの乗降人

数（平均乗降人数）は大きく落ち込んでしまいました。

しかしながら、総合福祉センター利用者特別乗車証による利用者を除く乗降者数（146人）は、先月の145人より1人増えています。町立総合福祉センターの休館が大きな影響を及ぼしていますが、センターと関係しない利用者については、「第3波」はそれほど影響しておらず、比較的安定な利用がなされたと考えられます。

畑・山田役場線

畑・山田役場線の乗降人数は182人（福祉センター利用者特別乗車証による利用者を除くと169人）で、1日あたり5.9人（町立総合福祉センターが休館日の水、土日、祝日を除くと5.8人）となりました。

総合福祉センター役場線と同様、センターの休館の影響は出ていますが、11月の全日の平均乗降人数（7.7人）と比較すると25%の減少に留まっています。総合

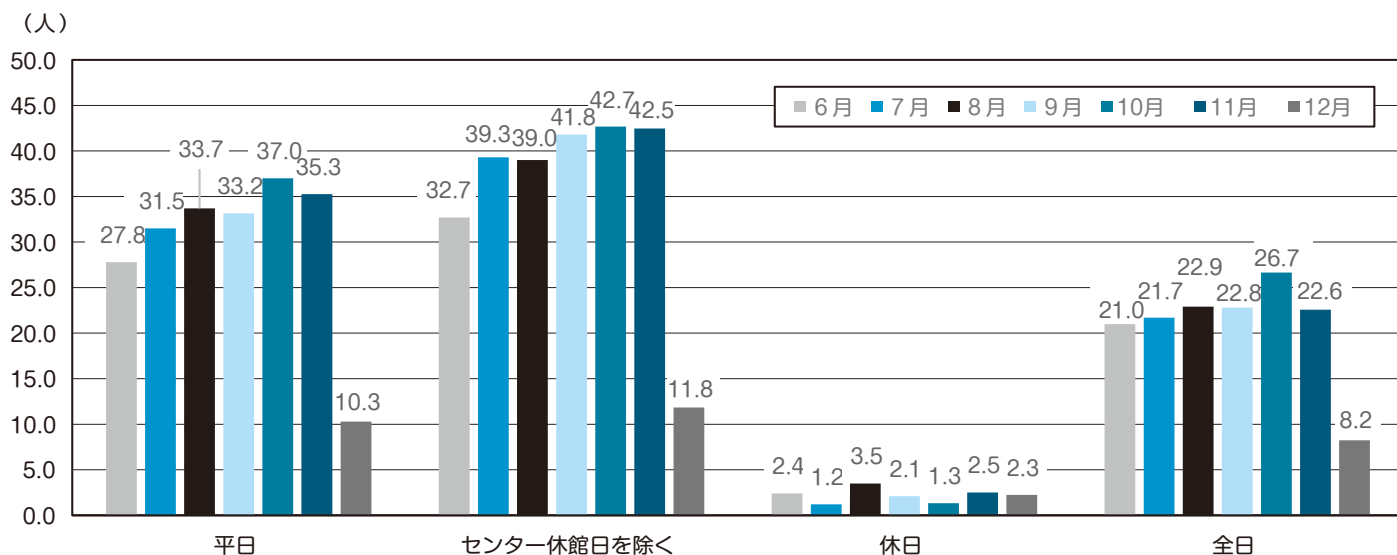


図1：総合福祉センター役場線：平均乗降人数の比較【6～12月】

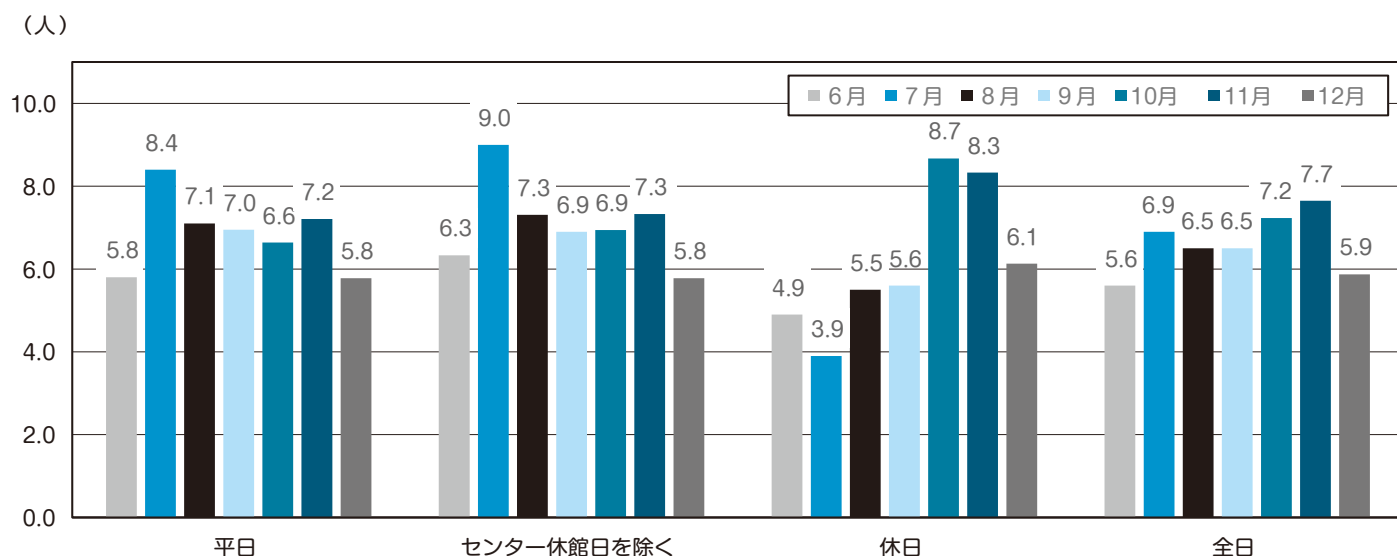


図2：畑・山田役場線：平均乗降人数の比較【6～12月】

個人住民税（町・府民税）が変わります

1. 基礎控除の改正

- 基礎控除を10万円引き上げます。
- 合計所得金額が2,400万円超の場合は段階的に引き下がり、2,500万円を超える場合は適用外となります。

改正後		改正前	
合計所得金額	基礎控除	合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円	一律	33万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円		
2,450万円超 2,500万円以下	15万円		
2,500万円超	0円		

2. 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除を10万円引き下げます。
- 控除額の上限が適用される給与などの収入額を1,000万円から850万円に引き下げ、給与などの収入額が850万円を超える場合の控除額を220万円から195万円に引き下げます。

※子育てや介護への配慮から、特別障がい者に該当する人（本人）、23歳未満の扶養親族のある人や特別障がい者控除の対象である扶養親族のある人には、負担が増えないように所得金額調整控除措置があります。

3. 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等控除を10万円引き下げます。
- 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額の上限を195万5,000円に設定します。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、段階的に控除を引き下げます。

年齢	公的年金等の収入金額の合計 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	130万円超 410万円以下	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
	410万円超 770万円以下	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
	770万円超 1,000万円以下	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
	1,000万円超	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳以上	330万円以下	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	330万円超 410万円以下	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
	410万円超 770万円以下	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
	770万円超 1,000万円以下	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
	1,000万円超	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

4. 扶養控除等の所得金額要件の見直し

- 給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替により、見直しされる所得控除などの適用に係る合計所得金額の要件が見直しされます。

要件など	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	75万円以下	65万円以下
ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額など要件	48万円以下	38万円以下
障がい者、未成年者、寡婦及びひとり親に対する個人住民税の非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下

5. 非課税の範囲の改正

- 非課税を判定する所得に10万円を加算します。

●非課税になる人

均等割の非課税限度額の合計所得金額

要件など	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族がない人	28万円+10万円	28万円
同一生計配偶者、または、扶養親族がある人	28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+10万円+17万円	28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+17万円

●均等割のみ課税される人

所得割の非課税限度額の総所得金額など

要件など	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族がない人	35万円+10万円	35万円
同一生計配偶者、または、扶養親族がある人	35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+10万円+32万円	35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+32万円

6.ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正

- ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子ども(前年の総所得金額が48万円以下)がいるひとり親は(合計所得金額500万円以下に限る)、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。
- ・ひとり親以外の寡婦は、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族がいる寡婦についても、所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)が設定されます。
- ・住民票の続柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載がある人は適用されません。

●本人が女性

配偶関係		死別	離別	未婚	死別・離婚・未婚
本人合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子 30万円 ※ひとり親控除	子 30万円 ※ひとり親控除	子 30万円 ※ひとり親控除	0円
		子以外 26万円 ※寡婦控除	子以外 26万円 ※寡婦控除	0円	0円
	無	26万円 ※寡婦控除	0円	0円	0円

●本人が男性

配偶関係		死別・離婚・未婚	
本人合計所得金額		500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子 30万円 ※ひとり親控除	0円
		子以外 0円	0円
	無	0円	0円

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

税金の口座振替の手続きがキャッシュカードで簡単にできます

町税を銀行などの預貯金口座から振り替えて納める口座振替にすれば納め忘れを気にすることなく、とても便利です。また、キャッシュカードがあれば、金融機関に足を運ぶことなく役場の窓口で口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」をぜひ、ご利用ください。

●口座振替できる税

- ・町府民税(普通徴収) ・固定資産税 ・軽自動車税

●取扱金融機関

納税通知書に記載の金融機関の本・支店及び全国のゆうちょ銀行(郵便局)

●申込手続

【役場で行う場合】

口座振替依頼書を記入し、役場窓口に設置してある専用端末にキャッシュカードをとおし、暗証番号を入力するだけで、手続きが完了します。

【必要となるもの】

- ☆届出人の本人確認書類(運転免許証、保険証など)
- ☆キャッシュカード(一部使用できないカードがあります)
- ☆同居の家族以外の方が手続きする場合は委任状

【金融機関で行う場合】

口座依頼書は公金取扱金融機関の窓口にも置いてあります。金融機関に直接口座振替依頼書を提出してお申込みください。

その際は、下記のものをお持ちください。

【必要となるもの】

- ☆預貯金通帳
- ☆通帳届出印
- ☆納税通知書

●振替日

各税目の納期限の日が振替日となります。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

個人住民税（町・府民税）の申告相談を受け付けます

【と き】 2月16日(火)～3月15日(月)まで 午前9時30分～11時45分、午後1時30分～4時30分（土日、祝日を除く）
※期間中は、窓口が大変混雑し、長時間お待ち頂く場合もありますので、あらかじめご了承ください。特に午前中～午後2時までの時間帯は混雑が予想されます。

【ところ】 役場庁舎1階 申告受付コーナー

【対 象】 1月1日現在、町に住所があり次に該当する人

●令和2年中に収入があった場合

- ・営業・農業・その他事業所得などがある人で所得税の確定申告の必要がない人
- ・給与所得者で、勤務先などから町に給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与所得者で、給与以外の所得があった人や2か所以上から給与の支払があった人（給与以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告の必要はありませんが、個人住民税（町・府民税）の申告は必要です）
- ・公的年金などの所得者で、年金以外の所得があった人や所得控除を受けようとする人

※所得税の確定申告をされる人や収入が給与だけで勤務先から給与支払報告書が提出されている人は、申告の必要はありません。

●令和2年中に収入がなかった場合

申告の義務はありませんが、非課税証明書の発行や国民健康保険料、介護保険料などの算定資料になりますので、申告にご協力ください。

○個人番号（マイナンバー）について

番号法施行により、平成29年度の町・府民税申告分から、個人番号（マイナンバー）の記載が義務化されました。申告者がマイナンバーを行政機関へ提供する場合は、「個人番号確認書類」「本人確認書類」が必要ですので、申告の際は必ずお持ちください。（郵送の場合は、各書類の写しを必ず添付してください）。

○「個人番号確認書類」とは

個人番号確認書類には、

- ・個人番号カード
- ・個人番号通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し、または、住民票記載事項証明書などがあります。

○「本人確認書類」とは

本人確認書類には、運転免許証・パスポート・年金手帳などがあります。

書類によっては、2点提示（郵送の場合は写しを添付）頂く必要があります。

（例：国民健康保険証＋納税証明書、介護保険被保険者証＋納税通知書など）

※個人番号カードは、「本人確認書類」を兼ねていますので、個人番号カードを提示される人は、他の書類は必要ありません（郵送の場合は、必ず両面の写しを添付してください）。個人番号カードをお持ちでない人は、個人番号通知カードなどに加え、「本人確認書類」が必要です。

●申告に必要なもの

- ・個人番号（マイナンバー）確認書類及び本人確認書類
- ・印かん
- ・令和2年中の収入がわかる書類（給与所得や公的年金などの源泉徴収票、給与明細書、その他帳簿など）
- ・各種所得控除などの書類（令和2年中に支払った生命保険料などの証明書、医療費の明細書、または、領収書など）
- ・令和2年中の寄附金の領収書（領収合計金額が2,000円以上のもの）
- ・その他、所得控除の証明ができるもの（身体障がい者手帳など）、各種確認書類など

※期限内に申告されない場合、令和3年度の所得証明など発行時に時間を要する場合がありますのでご注意ください。

【申告受付期間中の新型コロナウイルス感染予防対策】

申告会場ではマスクの着用、手指アルコール消毒のご協力をお願いします。なお、体調不良の症状が見られる場合には、来庁を控えて頂き、別の日程をご検討ください。

また、申告書作成にご自身が使用される筆記用具（ボールペン、電卓など）はできる限りご持参ください。

町民税・府民税申告書は、郵送でも提出できます。申告会場での待ち時間の短縮や混雑の緩和が新型コロナウイルス感染拡大防止につながりますので、ぜひ、ご活用ください。

昨年、町民税・府民税申告書を提出された納税義務者には、申告用紙を送付していますが、今年度から申告をされる人など申告用紙をお持ちでない人は、送付させていただきますので、お申し出ください。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

令和2年分確定申告

新型コロナウイルス感染症のリスク軽減のためパソコンやスマートフォンでの申告をお願いします!

税務署の申告書作成会場は、毎年大変混み合います。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用した自宅などでの申告書の作成及び提出にご協力をお願いします。

作成した申告書は①マイナンバーカードと②マイナンバーカード読取対応のスマートフォン、または、ICカードリーダライタを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。

また、事前に税務署で発行する e-Tax 用「ID・パスワード」を取得頂くと、①マイナンバーカード、②ICカードリーダライタ、または、マイナンバーカード対応スマートフォンをお持ちでない人でも、e-Tax をご利用できます。希望される人は、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちのうえ、お近くの税務署へお越しください。（土日、祝日を除く）。e-Tax 以外の方法で申告書を提出される場合は、郵送、または、税務署窓口へ直接お持ちください。作成済みの申告は、2月15日以前でも提出できます。

●富田林税務署の申告書作成会場は、「すばるホール」で2月16日（火）から開設します。

【と き】 2月16日（火）～3月15日（月） 受付時間：午前9時～午後4時

※土日、祝日を除く。ただし、2月21日（日）及び28日（日）は開設します。

※混雑状況や入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

※すばるホール会場への入場には「入場整理券」が必要です。

●申告作成会場での感染対策にご協力ください。

- ① ご来場時は、**マスク着用**をお願いします。（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。）
- ② 咳・発熱などの症状がある人や体調のすぐれない人は入場をお断りします。
- ③ 会場内に筆記用具は用意していませんので、ボールペンや計算器具をお持ちください。

○令和2年分の申告期限、納付期限

税目など	申告及び納期限	口座振替日	
		確定分	延納分
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日（月）	4月19日（月）	5月31日（月）
		4月23日（金）	
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日（水）		
贈与税	3月15日（月）		

○医療費控除

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付で医療費控除は受ける事ができません。医療費控除の明細書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

◆問合せ 富田林税務署 ☎24-3281



広報では、住民の皆さんに親しまれる紙面づくりをめざしています。俳句・川柳（3句まで）、意見や提案、疑問に思うこと、励ましのおたより、こんなコーナーを作ってほしいなど、何でも結構です。どしどし送ってください。

▼応募の注意

- ハガキの表に、住所、氏名、電話番号を書いてください（封書の場合は手紙に）。
- 掲載時に匿名を希望される人も、必ず住所、氏名を書いて、ペンネーム、匿名希望と書き添えてください。
- 写真は直接お持ちください。
- 苦情、疑問などの投稿をされる場合も住所、氏名、電話番号を書いてください。

◆問合せ 総務政策課

☎(98)0300

▲あて先

切手	583-8580
住所・氏名	南河内郡太子町 大字山田88番地 太子町役場 広報 太子係
電話番号	583-□□□□

町職員募集

6月1日採用予定の町職員を募集します。

○人物重視の採用試験

専門分野における職員としての適性、人物評価に重点を置くこととし、事前の対策が必要となる一般的な公務員試験や総合能力検査（SPI3）は行いません。

就職氷河期世代や新型コロナウイルス感染症の影響による失業者・内定取り消しの人もぜひ、受験ください。

【募集職種・受験資格・採用予定人数】

職種	受験資格	採用予定人数
一般事務職	昭和51年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた人（学歴不問）	2名
保健師	昭和51年4月2日以降に生まれた人で保健師の免許を有する人	1名
土木技術職	昭和51年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた人で次の①、②のいずれかに該当する人 ①学校教育法に規定する大学、または、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校で土木に関する専門課程を修了した人 ②「土木施工管理技士（1級、または、2級の資格）」を有する人	1名

※普通自動車運転免許（AT限定可）を取得（見込可）していることが必要です。

【申込受付期間】 2月1日(月)～26日(金)

(エントリーフォームに入力後、簡易書留で郵送。2月26日必着)

【第1次試験】 3月13日(土)・14日(日)のうち1日

※試験日など詳しくは、町ホームページをご覧ください。

(新型コロナウイルス感染症の今後の状況変化により、日程の変更をする場合があります。)

※採用試験案内は、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

エントリーフォーム
はこちらから▶



◆申込・問合せ 秘書課 ☎98-5531

一緒に町を盛り上げていきませんか？

令和2年10月に採用した、新規採用職員（3人）の、仕事の感想や、これから町職員となる人へのメッセージです。

ゆうちゃん（田中町長）▶



健康増進課 櫻本 祥吾

健康診査・母子健康事業・予防接種費用の助成事業など健康に関する事務、業務を幅広く担当しています。

覚える事も多く毎日が勉強ですが、住民のみなさまから「ありがとう」とお言葉を頂けるとすごくやりがいを感じ、日々成長していると実感が湧いてきます。

美しい自然と歴史のある太子町で一緒に働けるのを楽しみにしています。

生涯学習課 木谷 智史

担当は文化財行政です。現在は、国指定史跡二子塚古墳の整備事業に取り組んでいます。

覚えることや悩むこともあります。太子町の歴史的な魅力向上と、後世へ伝え遺すことを目的に日々邁進しています。

町の魅力を再発見して、郷土愛を育むまちづくりを共にできる日を楽しみにしています。



高齢介護課 大谷 佑香里

介護認定業務を担当しています。介護保険制度は、覚えることの幅が広く不安に思うこともありますが、町職員として住民のみなさまの生活を考えながら、仕事をするのはとてもやりがいを感じています。

安心して長く住み続けることができる町づくりに貢献しませんか。一緒にお仕事ができる日を楽しみにしています。



たいしくんスマイル抽選会

1月17日(日)町立万葉ホールで、記念品が当たるたいしくんスマイル2020の抽選会を行いました。当たった人も当たらなかった人も、新たに2021たいしくんスマイルが始まっていますので、ぜひ、参加して健康づくりに取り組んでください。

みんなが健康で笑顔のまちに！



PHOTO



NEWS

宝くじの助成金でトランシーバーを整備しました

宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として行っているコミュニティ助成事業の助成金により、トランシーバー27台を太子町消防団に整備しました。



町立幼稚園 自分の目標に向かって

登園後の身支度が終われば子どもたちは、縄跳びやフラフープ、ドッジボールや一輪車など好きな遊びを見つけて元気よく遊びます。

中でも一輪車は簡単には乗ることができませんが、子どもたちは、諦めず、友だちと一緒に日々上達しています。スイスイ乗れるようになると、遊び方に工夫がみられるようになりました。

常に、考え、試し、工夫している元気いっぱいの子もたちです。

